

BCP (事業継続計画)

中小企業が緊急事態を生き抜くために
BCPを策定しましょう



地震災害や風水害に遭ったら・・・

事業所で火災が起きたら・・・

従業員が集団感染したら・・・

中小企業の経営者であるあなたは、会社をどうしますか？



中小企業庁では「中小企業 BCP(事業継続計画)策定運用指針」を公表しています。
インターネットで以下のアドレスにアクセスして利用することができます。

<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>

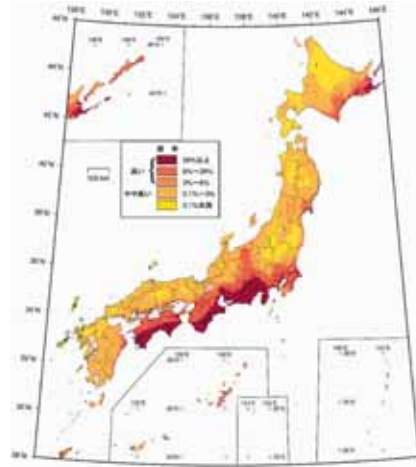
■ 中小企業を取り巻く脅威

日本では地震や洪水などの自然災害がしばしば発生します。また、火災や事故、近年話題になっている新型インフルエンザ大流行への備えも必要です。

我が国では全国どこでも強い地震(震度6弱以上)に見舞われる可能性があります。

【右図】今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率の分布図

資料:地震調査研究推進本部
「全国を概観した地震動予測地図」(2007)



新型インフルエンザ対策について

■ 新型インフルエンザの流行

- 我が国で大流行すると、全人口の25%が感染し、死者が17～64万人に上ると言われています。
- 大流行の波が複数回来襲するおそれがあり、1つの波は約2ヶ月間続くと考えられています。

■ 的確な情報の入手

- 国内外の新型インフルエンザの感染状況や公共サービスに関する情報を、国(厚生労働省、外務省等)、都道府県、世界保健機関(WHO)等から入手しましょう。

■ 海外での勤務や出張

- 外務省が出す渡航情報に注意し、発生のおそれがある国への海外出張は避けましょう。
- 海外勤務者について、現地発生時の帰国の段取りや安全に停留する方法を決めておきましょう。

■ 感染予防策

- 発熱や咳などの症状が出たら、入社せず、保健所等に設置される発熱相談センターに相談しましょう。
- 外出は避ける、ヒトとの距離を保つ、マスクを着用する、手洗いを励行するなどがポイントです。
- 出勤方法の変更や時差出勤(満員電車を避ける)、在宅勤務の実施など勤務形態を見直します。

■ 事業継続

- 従業員や利用客の感染を予防するため、事業を大幅に縮小することも選択肢の一つです。
- 積極的に休業する計画としている大企業もあります。取引先と予め協議しておきましょう。
- 医療や社会機能維持に関わる企業は、取引先と連携の下、重要業務の継続が望まれます。
- 不特定多数の人が集まる業態では、地方公共団体等から営業自粛を要請されることもあります。

注:厚生労働省の新型インフルエンザ対策関連情報などを参考にしてください。

(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou04/index.html>)

■ BCP はなぜ必要か

災害時、お客さまや従業員の安全を守ることが第一ですが、会社を守るために BCP (Business Continuity Plan ; 事業継続計画) が必要です。

1 お客さまや従業員の安全を守りたい

- 災害時、お客さまや従業員の安全を守ることが第一です。あなたの会社の施設は耐震性がありますか、津波や洪水のおそれはないですか、火災時の避難経路は確保できていますか。

○デパートが損壊、あわや大量の死傷者が
阪神・淡路大震災(1995年)、早朝であったため、お客さまや従業員の死傷は免れた。もし営業時間中に発生していたら・・・。

2 会社の事業を守りたい

- 災害に遭っても、なるべく事業を止めずに、いかに早く事業を復旧するかが重要です。災害時、あなたの会社の施設がどうなるか想像できますか、事業を復旧する手順が思い浮かびますか。

○機械転倒するも、1週間で製造再開
新潟県中越沖地震(2007年)、取引先から多数の技術者が応援に駆け付け、早期復旧を果たした。

○工場が冠水、機械が使用不能に
新潟・福島豪雨(2004年)、工作機械が水に浸かり使用不能に。復旧に約1ヶ月を要した。基礎上げしていれば・・・。

3 顧客等取引先の信用を守りたい

- 災害に遭っても、顧客等との取引を維持・回復し売上を確保する。顧客等と日頃どのような話合いをしておけばよいでしょうか、いつまでに事業を復旧すれば取引は大丈夫でしょうか。

○スーパー、駐車場で営業
新潟県中越地震(2004年)、店舗が損傷し駐車場にテントを張って営業。地域住民から喜ばれた。

4 従業員の雇用を守りたい

- 災害に遭っても従業員を解雇しないことは、経営者にとって大きな使命です。

○地震災害により大量解雇へ
新潟県中越地震(2004年)、工場の復旧が5ヶ月後となり、売上が大きく減少、従業員や派遣社員等の約1/3を解雇することに。

■ BCPとは

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

BCP 策定のポイント

災害時、経営者が意気消沈し何も行動しなければ廃業するしかありません。焦るだけで事業の復旧が遅れると顧客から取引が打ち切れ事業縮小を余儀なくされます。災害時に計画的に行動できるようあらかじめ手はずを決め、手を打っておくことが肝心です。

1 中核事業を特定します

- 幾つかの事業のうち、緊急時に優先して継続・早期復旧すべき事業(中核事業)を特定します。
- 災害時には、利用できる人材や設備、原材料、資金、情報などの経営資源が制約されます。まずは事業を絞り込んで、限られた資源を傾注することが、企業存続の近道です。
- 会社にとって一番大切な顧客、利益が大きい事業、今後の伸びが期待できる事業など、経営者が総合的に判断して中核事業を選んでください。

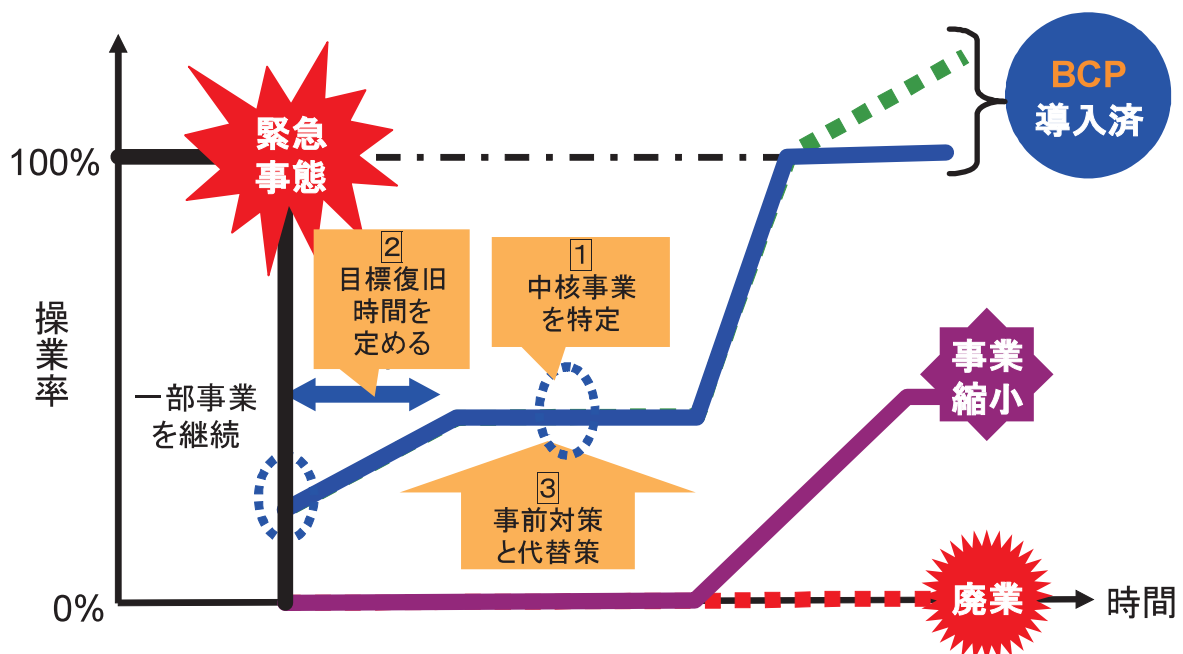
2 目標復旧時間を定めます

- 災害時に中核事業を復旧する目標時間を定めます。
- 目標を掲げることで、その実現に向け事前の対策を進め、緊急時の計画的な行動を促します。
- いつまでに復旧すれば、顧客との取引を維持できるか、会社の財務が破綻しないかなどの観点から定めてください。

3 事前対策や代替策を用意します

- 中核事業の継続に不可欠な資源(人材や設備、原材料、資金、情報)について、災害時でも利用できるよう事前に対策を打ったり、代替策を用意したりします。
- 目標復旧時間を達成するために効きそうなことから手を打ちます。取引先から要員応援を得る、協力会社に代替生産を頼む、調達先を2箇所確保しておく、コンピュータのバックアップを取っておくなどの対策があげられます。

緊急時における BCP 導入効果のイメージ



BCP 運用のポイント

BCP は、一度策定すればよいものではありません。策定した BCP を顧客等取引先や従業員に説明し理解してもらいましょう。

まずは会社の身の丈にあった計画を策定しましょう。訓練を行ったり、定期的に見直したり、継続的に改善することが大切です。

1 顧客等取引先とあらかじめ協議しておきます

- 顧客等取引先の信用を守るには、相互の思い違いがないことが肝心です。
- 中核事業や目標復旧時間について顧客等取引先の理解が得られるよう、相談しておきます。
- 災害時、顧客等取引先との緊急連絡手段(電話等が使えない場合)や、相互の要員応援等について決めておきます。

2 従業員と話し合っておきます

- 災害時、従業員に安全に行動してもらわなければなりません。従業員が会社のために駆けつけてくれるかも問題です。
- 災害時に、経営者はどう行動するつもりか、従業員にどう行動して欲しいか、策定した BCP を基に話し合っておきましょう。

3 継続的に改善します

- 最初から完璧なBCPを目指さない、会社の身の丈にあった「使えるBCP」が大切です。
- 訓練や定期的な見直しを通じて、BCP を継続的に改善していくことが大切です。

BCP 策定・運用サイクル(継続的な改善のために)



■ BCP を策定することのメリット

中小企業が BCP を策定すると、災害に強くなるだけでなく、日頃の事業においてもメリットがあります。

1 災害に強い企業になる

- BCP は、従業員の安全を守り、中核事業を守り、顧客の信用を守るためのものです。BCP の策定によって、企業が災害を生き抜く術を手に入れることができます。

2 日頃から顧客等取引先の信用が高まる

- BCP 策定企業は、しっかりした企業と認識され、顧客等取引先からの信用が高まります。大企業の中には取引先に対して BCP の策定を要請するところもあります。

3 従業員や協力会社等との連帯が強まる

- BCP は、従業員や協力会社等と一緒に取り組むこととなります。企業を守る経営者の姿勢を示すことで、従業員の安心感を生み、協力会社等との関係を強化することにつながります。

4 優遇金利で融資が受けられる

- BCP 策定企業が防災対策を進める際の費用について、優遇金利で融資を受けることができます。政府系中小企業金融機関や一部の民間金融機関で取り扱っています。

5 中長期の経営戦略を練る機会になる

- BCP の策定は、優先すべき中核事業を絞り込んだり、経営資源の弱点を抽出したり、顧客や協力会社等との関係を再構築することとなり、経営戦略の立案そのものと言えます。

BCP 導入なし／BCP 導入済み企業の相違(イメージ例)

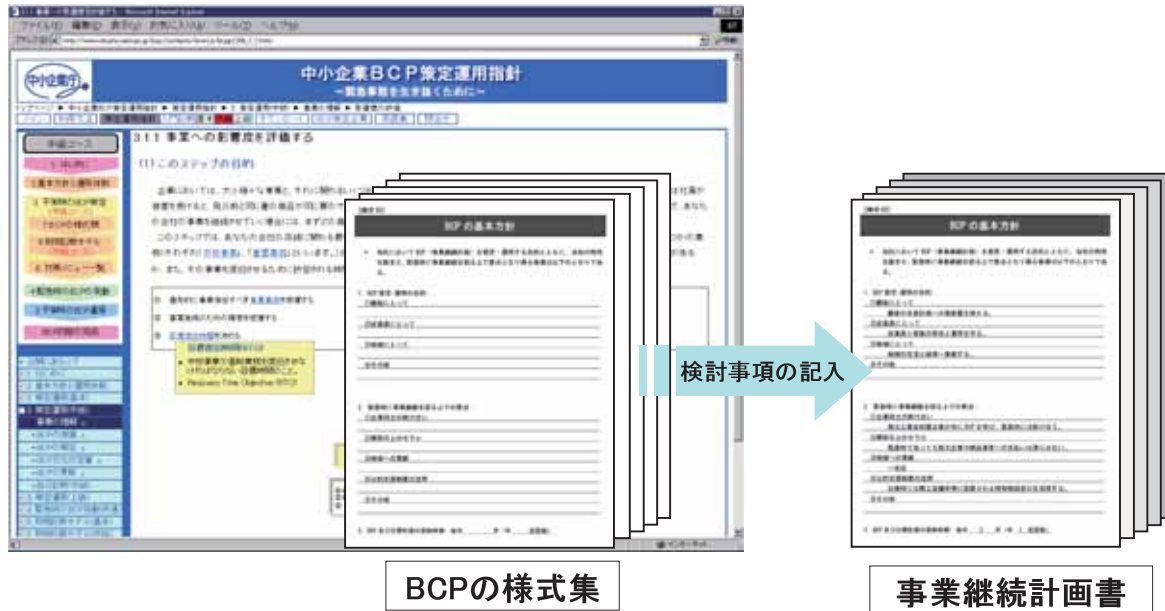
	BCP 導入なし企業	BCP 導入済み企業
想定	金属プレスメーカー。平日早朝に大規模地震が突発発生。	
当日	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場では全てのプレス機が転倒 ● ほとんどの従業員の安否確認ができず ● 納品先の連絡先が不明、判明後も電話不通 	<ul style="list-style-type: none"> ● アンカー固定済み、プレス機転倒免れる ● 伝言ダイヤル171で安否確認 ● 最寄りの営業所まで事情説明に行く
数日間	<ul style="list-style-type: none"> ● 多くの従業員が1ヶ月間、出社せず ● 原材料の仕入元工場が全壊 ● 1週間後、納品先の大企業から発注を他社に切り替えたとの連絡あり 	<ul style="list-style-type: none"> ● 従業員、3日間地域活動後、交代制 ● 原材料は当面、他企業から代替調達 ● 3日後、1ヶ月で全面復旧可能と報告 ● この間、遠方の協力会社で代替生産
数ヶ月間	<ul style="list-style-type: none"> ● 3ヵ月後、生産設備復旧するも、受注戻らず ● 会社の規模を縮小、従業員の7割を解雇 	<ul style="list-style-type: none"> ● 手持ち資金から月給や代金を支払う ● 同業組合から、復旧要員の応援を得る ● 修理費用は公的融資制度を利用 ● 1ヵ月後、全面復旧し、受注も元に戻る

■ 中小企業 BCP 普及のための支援策

中小企業庁及び中小企業支援機関等では、中小企業向けの支援策を用意しています。

1 中小企業BCP策定運用指針 (<http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/index.html>)

- 中小企業自らが BCP を策定運用できるよう、BCPのノウハウを盛り込んだ「中小企業 BCP 策定運用指針」をインターネット上に公開しています。是非、アクセスしてみてください。



2 中小企業向け融資制度

- 政府系中小企業金融機関が取り扱っています。防災対策の資金として検討するとよいでしょう。
- BCP 策定企業向けの融資制度を提供している民間金融機関もありますので、取引金融機関に問合せるとよいでしょう。

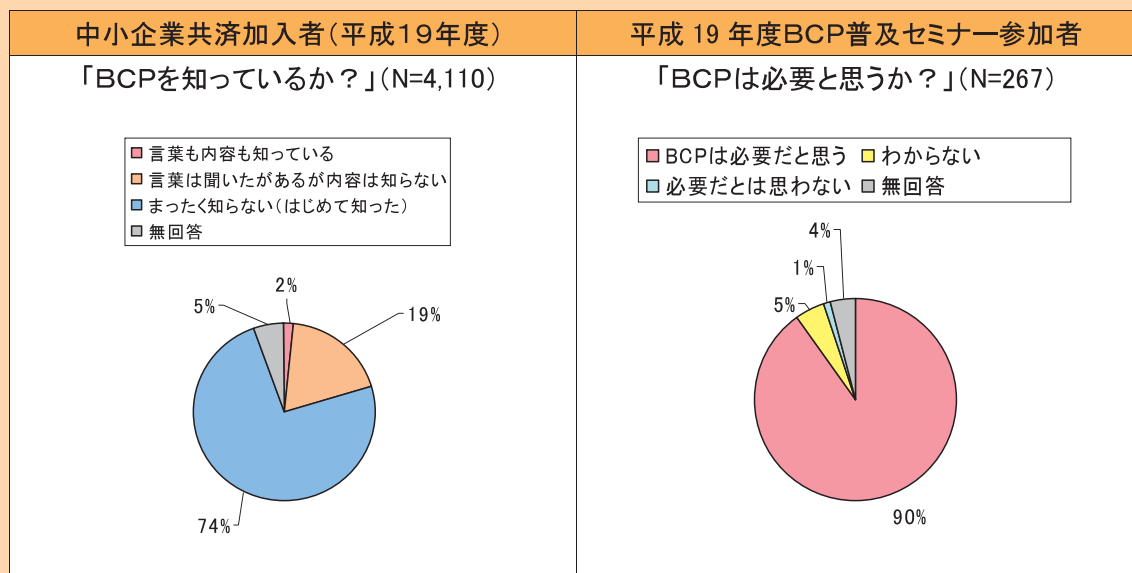
<p>社会環境対応 施設整備資金 (BCP融資)</p>	<p>中小企業の方が、中小企業BCP策定運用指針により、自ら策定した計画に基づいて防災に資する施設等の整備を行う場合、そのために必要な資金を優遇金利で融資を受けられます。</p> <p>取扱金融機関：株式会社日本政策金融公庫</p> <p>○貸付限度額及び金利 中小公庫 2億7千万円までは特別利率② それを超えて7億2千万円までは基準金利 国民公庫 7,200万円まで特別利率②</p> <p>○対象となる防災施設等 施設の耐震化、機械の転倒・転落防止、発電機、応急給水設備、通信施設、防災倉庫、データバックアップ設備、窓ガラス飛散防止 等</p>
<p>防災対策 支援貸付</p>	<p>防災対策に取り組む事業者を対象に、防災対策に必要な設備資金、又は中小企業庁BCP策定運用指針に基づき必要となる設備資金・運転資金を優遇金利で融資を受けられます。</p> <p>○取扱金融機関：株式会社商工組合中央金庫 ○貸付金利：所定利率</p>

● 中小企業支援機関等

全国の中小企業支援機関では、中小企業の課題を解決するため様々な事業を行っています。まずは最寄りの商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等に相談するとよいでしょう。

機関	説明	関連事業
中小企業支援センター	各都道府県や政令指定都市が設置しています。	窓口相談、専門家による診断・助言、各種セミナー開催等
中小企業・ベンチャー総合支援センター	(独)中小企業基盤整備機構が全国9箇所に設置しています。	窓口相談、専門家派遣、事業資金支援、各種セミナー開催等
政府系中小企業金融機関	中小企業金融公庫、商工組合中央金庫、国民生活金融公庫。最寄りの支店にご相談ください。	BCP 策定企業を対象とした融資制度等
商工会議所、商工会	お近くの商工会議所、商工会にご相談ください。	経営革新支援センター(専門家派遣、経営革新塾)
中小企業団体中央会	お近くの中小企業団体中央会にご相談ください。	相談窓口、個別専門指導(専門家派遣)

【参考】中小企業向けアンケートによると、中小企業の間では、BCPはまだまだ知られていないようです。一方、BCP普及セミナーに参加した中小企業の多くは、「BCPは必要である」と答えています。中小企業の間でBCPが知れ渡れば、BCPが普及していくと期待されます。



編集・発行

中小企業庁 経営安定対策室
〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL: 03-3501-2698
BCP 専用アドレス: chusho-bcp@meti.go.jp

モバイル中小企業庁
<http://chusho.mjmk.jp>



QRコードからもアクセスできます。